

7. 増減訂正・概算修正について

・概算に係る訂正

増額訂正：新規委託の事業場の概算を新たに立てる場合

減額訂正：申告済みの事業場が委託解除した場合

(概算保険料が増額になる場合を含む)

概算修正：申告済みの事業場の概算額を変更する場合

(概算保険料額が当初の2倍を上回る場合又は2分の1を下回る場合)

・提出（持参又は郵送）期間等

<増額訂正・概算修正（増額）>

期	提出期間	摘要
2期	<u>9月2日（月）～9月20日（金）</u>	2期及び3期分の納付書又は口座振替に反映される。
3期	<u>12月2日（月）～12月20日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

<減額訂正・概算修正（減額）>

期	提出期間	摘要
2期	<u>9月2日（月）～9月20日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替から反映され、それを上回る額が2期分に反映される。
3期	<u>12月2日（月）～12月20日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

※ 上記提出期間外の申告は受付できません。提出期間外に届いた書類は受理せず、そのまま返却いたします。

※ 減額訂正を行う場合、一般拠出金を併せて申告納付する必要はありません。一般拠出金の算定を行い、委託事業場から徴収した上で翌年度の年度更新時に納付して頂きます。ただし、メリット事業場については申告書による確定精算となるため、一般拠出金の納付が必要となります。

※ 減額訂正については、必ずしも上記摘要の処理にならない場合があります。

※ 同じ期に同一の基幹番号で増額訂正と減額訂正がある場合、申告書内訳は各々分けて作成し、申告書はまとめて作成して下さい。

- ・ 減額訂正及び概算修正（減額）は同一の内訳書に記入してください。
- ・ メリット事業場を除き一般拠出金の申告は必要ありません。（末尾2・3・8以外）
- ・ 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を併せて添付してください。
- ・ 同じ基幹番号で増額訂正がある場合、申告書内訳は各々分け、申告書は一つにまとめて作成してください。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

石綿健康被害救済法 一般拠出金

連続事業 (一括有期事業を含む。) **口座**

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入してください。
OCRソフトへの記入は上記の「標準字体」でお願います。

提出用

口座振替利用の場合

あて先 〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番地2

訂正申告の種類を記入する
増額訂正もある場合は「増減額訂正・概算修正」と記入

訂正申告の種類を記入する
増額訂正もある場合は「増減額訂正・概算修正」と記入

増減訂正・概算修正の額を加味した概算保険料を記入する

提出時点の基幹番号全体の申告済概算保険料額(当該減額を含めない)を記入する

この例は、2期で提出した場合

増減訂正、概算修正の額を合算した額

次年度の年度更新時に納付するため、記載する必要なし

当該増減訂正前の、基幹番号全体の期別納付額を記入する

当該増減訂正による、各期の基幹番号全体の差額を記入する

当該増減訂正後の、基幹番号全体の期別納付額を記入する

埼玉労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定保険料算定内訳

区分	算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料 (労災+雇用)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 11	(イ) 1000分の (イ) 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 12	千 円 項 13
労災保険分	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 13	(ロ) 1000分の (ロ) 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 14	千 円 項 15
雇用保険分	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 18	(ホ) 1000分の (ホ) 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 19	千 円 項 20
一般拠出金 (注1)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 26	(ヘ) 1000分の (ヘ) 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 27	千 円 項 28

概算・増加概算保険料算定内訳

区分	算定期間 月 日 まで		
	⑫ 保険料算定基礎額の見	⑬ 加概算保険料率	⑭ 加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料 (労災+雇用)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 20	(イ) 1000分の (イ) 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 21	千 円 項 22
労災保険分	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 22	(ロ) 1000分の (ロ) 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 23	千 円 項 24
雇用保険分	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 26	(ホ) 1000分の (ホ) 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 27	千 円 項 28

⑮ 申告済概算保険料額

⑯ 申告済概算保険料額 11,890,272 円

⑰ 増加概算保険料額 (⑭の(イ)-⑮) Δ2,584,479 円

⑱ 差引額

⑲ 増減訂正、概算修正の額を合算した額

⑳ 期別納付額

期別	⑲ 概算保険料額 (⑮の(イ)+⑰)		⑳ 期別納付額 (㉑の(イ)-(イ))		㉒ 保険関係 成立年月日
	(イ) 第1期	(ロ) 第2期	(イ) 第1期	(ロ) 第2期	
第1期	3,963,424 円	Δ64,350 円	3,997,774 円	3,997,774 円	H20.5.1
第2期	3,963,424 円	Δ1,227,629 円	2,735,795 円	2,735,795 円	
第3期	3,963,424 円	Δ1,292,500 円	2,670,924 円	2,670,924 円	

㉓ 事業又は作業の種類

次年度の年度更新時に納付するため、記載する必要なし

㉔ 事業又は作業の種類

さいたま市中央区新都心11-2

埼玉協議会労働保険事務組合

理事長 埼玉 太郎

加入して 労働保険

⑳ (イ) 住所 (法人のときは主たる事業場の所在地) さいたま市中央区新都心11-2

(ロ) 名称 埼玉協議会労働保険事務組合

(ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名) 理事長 埼玉 太郎

※ 一人親方（末尾8）の場合

増額訂正

- ① 2期で増額訂正する場合（年度途中の加入）
増額となる合計額を2分割し、2期と3期に上乘せする（端数は2期に充てる）。
- ② 3期で増額訂正する場合
増額となる合計額すべてを3期に上乘せする。

減額訂正（年度途中の脱退）

- ① 2期で減額訂正する場合
減額となる合計額を全て2期でマイナスする（なお、マイナスする額が2期の納付額を超える場合は、超えた金額を3期からマイナスする）。
- ② 3期で増額訂正する場合
減額となる合計額を全て3期でマイナスする。

（例）2期で増減訂正する場合

組様式第6号（乙）												
○年度確定 △年度概算 保険料申告書内訳 （第2種特別加入保険料）								枚のうち 枚目				
		増減額訂正										
				労働保険 番 号	府 県	所 掌	管 轄	基幹番号				
				1	1	1	*	*	*	*	*	*
①	②	③	④	令和 △年度確定保険料			令和 △年度概算保険料					
労働 保険 番号 の 枝 番号	事業(団体)の名称	業 種	特別加 入者数	⑤ 保険料算定 基礎額総計	⑥ 令和 3年度 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑦ 第2種特別 加入保険料 (⑤×⑥)	⑧ 保険料算定 基礎額総計	⑨ 令和 年度 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑩ 第2種特別 加入保険料 (⑧×⑨)			
			人	千円		円	千円		円			
1	労働太郎	特2	5,000	608	18	10,944						
25	埼玉健太郎	特2	10,000			差額	2,433	18	43,794			
				減額訂正分 2期 10,944 - 32,850 = △21,906								
				脱退に伴う 確定額		年度更新で 申告した額		増額訂正分 2期 5,472 3期 5,472				
				各期の納付額(増減)								
				2期 5,472 - 21,906 = △16,434								
				3期 5,472								

※ 提出にあたっては、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）」
（P20 参照）も提出してください。